ワーク・ライフ・バランス
推進強化月間

【期間】７月３日～８月31日

【取 組 内 容】

◆ 全庁一斉消灯日の実施（7/26（水）・8/23（水））

【対象】本庁舎、第２庁舎、環境センター、総合福祉センター（貸館業務除く）、オフィスアルカディア（産業支援室）、消防（隔日勤務者除く）、水道局庁舎

「全庁的に一切の時間外勤務を行わない日」とし、午後６時00分に一斉消灯する。

※災害・事故対応や外部関係者との会議等により、やむを得ない場合を除く

◆ ノー残業デー（毎週水曜日）の実施強化

推進強化月間中の水曜日について、所属長は午後５時45分までに部下職員の退庁を確認することとし、やむを得ず時間外勤務を命じる場合は、時間外勤務の事前命令を徹底する。

◆ 年次有給休暇等の取得促進強化

年次有給休暇及び夏季休暇等の計画的な取得について、所属長が積極的な休暇取得に努めるとともに、部下職員への取得促進を徹底し、職員の心身リフレッシュや家庭生活等、「ライフ」の充実を図る。

◆ 時差出勤制度の活用促進

職員のワーク・ライフ・バランス推進を図るため、時差出勤制度を活用し、休暇と組み合わせるなど積極的な取得を行う。

担当：総務部主幹（働き方改革推進担当）　内線３３７